

第5号議案

臨時代理の承認について

(群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則について)

このことについて、緊急やむを得ない理由により別紙のとおり臨時代理しましたので、教育長に対する権限委任等に関する規則第5条第2項の規定より、その承認を求めます。

令和7年4月21日

群馬県教育委員会
教育長 平田 郁美

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

学校人事課

1. 改正の概要

令和6年人事委員会勧告に基づく給与制度のアップデート等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

- ① 人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う、令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率等の改正
- ② 同勧告に伴い、特定任期付職員に新たに勤勉手当を支給するための改正
- ③ 同勧告による給料表の構造の見直しに伴い、義務教育等教員特別手当月額を定める別表第九及び別表第十の改正
- ④ 特定日を迎えた学校職員に支給される「へき地手当属人保障額」を、7割の給料月額で算出した金額での支給とするための改正
- ⑤ 地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正により生じた項ずれに対応するための文言整理（「附則第九条第三項」→「附則第九条第二項」）
- ⑥ 任期付学校職員に支給することのできる管理職員特別勤務手当の支給対象の拡大

(2) 平成18年改正規則の一部改正

- ① 経過措置として規定した令和7年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限の改正
- ② 新たに支給することとなる特定任期付職員の勤勉手当の成績率の上限を設けるための改正

3. 施行期日

令和7年4月1日

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十七日

群馬県教育委員会教育長 平 田 郁 美

群馬県教育委員会規則第十二号

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第一条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年群馬県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第十四条第一項を次のように改める。

新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至った学校職員は、別に定める様式による扶養親族届により、その旨を速やかに群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている学校職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

第十四条第五項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

前項に規定する場合においても、同様とする。

第十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、教育長において扶養の事実等を認定することができるときは、教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第十四条の二中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（支給の始期及び終期）

第十四条の二の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十四条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第十五条の三第二号中「条例第十四条第二項に規定する扶養親族で条例第十四条の二第一項の規定による届出がされている者に限る」を「学校職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該学校職員の扶養を受けているもの及び条例第十四条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第十五条の六に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育長において居住の実情を認定することができるときとして教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。第十五条の七に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第十五条の九第一項中「欠くに至つた日」の下に「（教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）」を加える。

第二十二条の九に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、教育長において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第二十二条の十第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第二十二条の十一第一項中「欠くに至つた日」の下に「（教育委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で教育委員会が定める日）」を加える。

第二十八条の十第一項の表特別支援学校の項中「、高等部に置かれる進路指導主事」を削り、「寮務主任」の下に「、高等部に置かれる進路指導主事」を加える。

第四十二条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（管理職員特別勤務手当の額等）」を付し、同条第一項第三号イ中「第三項において」を「第三項及び次条において」に改める。

第四十二条の二の二第一項に次の一号を加える。

三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額
六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給までの号給 四千円

ニ 一号給 三千円

第四十二条の二の二第二項に次の一号を加える。

三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額
四千元

ロ 五号給 三千三百円

ハ 二号給から四号給までの号給 二千六百円

ニ 一号給 二千元

第四十二条の二の二第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第四十二条の二の三 次に掲げる場合には、条例第二十二条の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の規定による勤務（以下「第二項勤務」という。）は、同条第一項の規定による勤務（以下「第一項勤務」という。）とみなす。

一 第一項勤務をした後、引き続き第二項勤務をした場合

二 第二項勤務をした後、引き続いて第一項勤務をした場合

第四十四条の七第一項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百二十四以上百分の三百十五以下

ロ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満

ハ 勤務成績が良好な学校職員 百分の百一

ニ 勤務成績が良好でない学校職員 百分の九十二・五以下

二 任期付条例第七条第一項に規定する特定任期付職員のうち学校職員であるものの当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下

ロ 勤務成績が良好な学校職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない学校職員（ハの教育委員会の定める学校職員を除く。） 百分の七十・五

ハ 勤務成績が良好でない学校職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた学校職員その他の教育委員会の定める学校職員 百分の七十一以下

第四十四条の七第二項中「同項第四号」を「同項第一号ニ及び第二号ハ」に改め、同条第三項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ」に改める。

第四十四条の七の二第一項第一号中「百分の五十二・七五」を「百分の五十一・五」に改め、同項第二号中「百分の四十九・二五」を「百分の四十八」に改め、同項第三号中「百分の四十九・二五未満」を「百分の四十六以下」に改める。

別表第九中	4,400	6,900	5,100	7,500
	4,500	7,100	5,200	7,600
	4,900	7,200	5,400	7,700
	5,100	7,400	5,500	7,900
	5,200	7,500	5,700	8,000
	5,400	7,600	5,900	8,100
	5,500	7,700	6,000	
	5,700	7,900	6,100	
	5,900	8,000	6,300	
	6,000	8,100	6,400	
	6,100		6,600	
	6,300		6,800	
	6,400		6,900	
	6,600		7,000	
	6,800		7,100	
	6,900		7,200	
を	7,000		7,300	
	7,100		7,400	
	7,200		7,500	
	7,300		7,500	
	7,400		7,500	
	7,500		7,500	
に改める。				

別表第十中	5,100	6,800	5,700	7,400
	5,200	6,900	5,900	7,500
	5,400	7,100	6,000	7,600
	5,500	7,200	6,100	7,700
	5,700	7,400	6,300	7,900
	5,900	7,500	6,400	8,000
	6,000	7,600	6,600	8,100
	6,100	7,700	6,800	
	6,300	7,900	6,900	
	6,400	8,000	7,000	
	6,600	8,100	7,100	
	6,800		7,200	
	6,900		7,300	
	7,000		7,400	
	7,100		7,500	
	7,200		7,500	
を	7,300		7,600	
	7,400			
	7,500			
	7,600			
に改める。				

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に改め、附則第五項中「百分の百二・五」を「百分の百五十」に改める。

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年群馬県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

4 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する附則第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とあるのは、「へき地手当」とし、「第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とあるのは、「給料の月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを切り上げた額）」を基礎として施行日の前日における第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当」とする。

5 条例附則第十一項の規定の適用を受ける学校職員に対する附則第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「給料」とあるのは、「給料に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

（群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第四条 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年群馬県教育委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項第三号及び第四号並びに第六項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第十三条中「条例第十四条第二項」とあるのは「群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第八十二号。以下「令和六年改正条例」という。）」附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」と、第十四条第一項及び第十四条の二の二第二項中「条例第十四条第一項」とあるのは「令和六年改正条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第一項」と、第十四条の二中「条例第十四条第二項」とあるのは「令和六年改正条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」とする。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年教育委員会規則第十七号）の一部を改正する規則新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則 昭和三十五年十一月四日教育委員会規則第十七号 (扶養親族の範囲) 第十三条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく、主としてその学校職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一 学校職員の配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者 二 (略) (届出及び認定) 第十四条 <u>新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた学校職員は、別に定める様式による扶養親族届により、その旨を速やかに群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。扶養手当を受けている学校職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、教育長において扶養の事実等を認定することができる場合として教育委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> <u>3 教育長は、学校職員から第一項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。前項に規定する場合においても、同様とする。</u> <u>4 教育長は、学校職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その学校職員が主たる扶養者であるときに限り、その学校職員の扶養親族として認定することができる。</u> <u>5 教育長は、第三項の認定を行う場合において必要と認めるときは、学校</u>	○群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則 昭和三十五年十一月四日教育委員会規則第十七号 (扶養親族の範囲) 第十三条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく、主としてその学校職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一 学校職員の配偶者 _____、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつてゐる者 二 (略) (届出及び認定) 第十四条 <u>学校職員は、条例第十四条の二第一項の規定による届出をするときは、別に定める様式による扶養親族届により、群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出るものとする。</u> _____ _____ (新設) <u>2 教育長は、学校職員から前項の届出を受けたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。</u> _____ <u>3 教育長は、学校職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その学校職員が主たる扶養者であるときに限り、その学校職員の扶養親族として認定することができる。</u> <u>4 教育長は、第二項の認定を行う場合において必要と認めるときは、学校</u>

改正後	改正前
職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。 <u>6 教育長は、第三項の規定により認定した扶養親族を教育委員会が定める様式の扶養親族簿に記載するものとする。</u> (事後の確認) 第十四条の二 教育長は、現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族が条例第十四条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、<u>前条第五項の規定を準用する。</u> <u>(支給の始期及び終期)</u> <u>第十四条の二の二 扶養手当の支給は、学校職員が新たに条例第十四条第一項の学校職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、学校職員が同項に規定する要件を欠くに至った日（教育委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で教育委員会が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第十四条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u> <u>2 扶養手当を受けている学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。</u> (支給の特例) 第十四条の三 扶養手当は、学校職員が次に掲げる場合に該当し給料を減額されるときにおいても減額されないものとする。 一～三 (略)	職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。 <u>5 教育長は、第二項の規定により認定した扶養親族を教育委員会が定める様式の扶養親族簿に記載するものとする。</u> (事後の確認) 第十四条の二 教育長は、現に扶養手当の支給を受けている学校職員の扶養親族が条例第十四条第二項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、<u>前条第四項の規定を準用する。</u> <u>(新設)</u> (支給の特例) 第十四条の三 扶養手当は、学校職員が次に掲げる場合に該当し給料を減額されるときにおいても減額されないものとする。 一～三 (略)

改正後			改正前		
		主事、学科主任、農場長			主事、学科主任、農場長
	中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事		中等教育学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事
	特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、 <u>学科主任、寮務主任、高等部に置かれる進路指導主事</u>		特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、 <u>高等部に置かれる進路指導主事</u> 、学科主任、寮務主任
2 (略)			2 (略)		
<u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u> 第四十二条の二 条例第二十二條の二第三項第一号（任期付条例第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～二 (略) 三 任期付条例に基づき任期を定めて採用された者 任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項（育児休業条例第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 <u>第三項及び次条において</u> 同じ。）の規定による給料月額 一万二千元 ロ～ニ (略) 2～3 (略) 第四十二条の二の二 条例第二十二條の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額			<u>(管理職員特別勤務手当の額等)</u> 第四十二条の二 条例第二十二條の二第三項第一号（任期付条例第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一～二 (略) 三 任期付条例に基づき任期を定めて採用された者 任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額 イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項（育児休業条例第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。 <u>第三項において</u> 同じ。）の規定による給料月額 一万二千元 ロ～ニ (略) 2～3 (略) 第四十二条の二の二 条例第二十二條の二第三項第二号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額		

改正後	改正前
イ～ロ (略) <u>三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額 六千円</u> <u>ロ 五号給 五千円</u> <u>ハ 二号給から四号給までの号給 四千円</u> <u>ニ 一号給 三千円</u> 2 前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が一時間以上三時間以下である場合の管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) <u>三 前条第一項第三号に掲げる職員 次に掲げる任期付条例第七条第一項に定める給料表の号給又は同条第三項に定める給料月額に応じ、それぞれ次に定める額</u> <u>イ 六号給及び七号給並びに任期付条例第七条第三項の規定による給料月額 四千円</u> <u>ロ 五号給 三千三百円</u> <u>ハ 二号給から四号給までの号給 二千六百円</u> <u>ニ 一号給 二千円</u> <u>(削る)</u>	イ～ロ (略) <u>(新設)</u> 2 前項の規定にかかわらず、勤務に従事した時間が一時間以上三時間以下である場合の管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる学校職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) 二 定年前再任用短時間勤務学校職員 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ～ロ (略) <u>(新設)</u> <u>3 条例第二十二条の二第一項の勤務をした後、引き続いて同条第二項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特</u>

改正後	改正前
<u>第四十二条の二の三 次に掲げる場合には、条例第二十二條の二第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の規定による勤務（以下「第二項勤務」という。）は、同条第一項の規定による勤務（以下「第一項勤務」という。）とみなす。</u> <u>一 第一項勤務をした後、引き続いて第二項勤務をした場合</u> <u>二 第二項勤務をした後、引き続いて第一項勤務をした場合</u> （勤勉手当の成績率） 第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 <u>一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u> <u>イ 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百二十四以上百分の三百十五以下</u> <u>ロ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の百十二・五以上百分の百二十四未満</u> <u>ハ 勤務成績が良好な学校職員 百分の百一</u> <u>ニ 勤務成績が良好でない学校職員 百分の九十二・五以下</u> <u>二 任期付条例第七条第一項に規定する特定任期付職員のうち学校職員であるもの 当該学校職員が次に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合</u>	<u>別勤務手当を支給しない。</u> <u>（新設）</u> （勤勉手当の成績率） 第四十四条の七 定年前再任用短時間勤務学校職員以外の学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。ただし、教育委員会は、その所属の条例第二十四条第一項の学校職員が著しく少数であること等の事情により、第一号及び第二号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。 <u>一 勤務成績が特に優秀な学校職員 百分の百二十六・五以上百分の二百十五以下</u> <u>二 勤務成績が優秀な学校職員 百分の百十五以上百分の百二十六・五未満</u>

改正後	改正前
<u>イ 勤務成績が優秀な学校職員 百分の八十七・五以上百分の二百六十二・五以下</u> <u>ロ 勤務成績が良好な学校職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない学校職員（ハの教育委員会の定める学校職員を除く。） 百分の七十七・五</u> <u>ハ 勤務成績が良好でない学校職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた学校職員その他の教育委員会の定める学校職員 百分の七十一以下</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> 2 前項の場合において、学校職員の成績率を<u>同項第一号ニ及び第二号ハ</u>に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。 3 <u>第一項第一号イ及びロ並びに第二号イ</u>に掲げる学校職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。 第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。 一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十一・五以上</u> 二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十八</u> 三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十六以下</u> 2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。 別表第九（第四十四条の十一関係） 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者	<u>三 勤務成績が良好な学校職員 百分の百三・五</u> <u>四 勤務成績が良好でない学校職員 百分の百三・五未満</u> 2 前項の場合において、学校職員の成績率を<u>同項第四号</u>に該当するものとして定める場合には、当分の間、教育委員会の定めるところによるものとする。 3 <u>第一項第一号及び第二号</u>に掲げる学校職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、教育委員会が定める。 第四十四条の七の二 定年前再任用短時間勤務学校職員の成績率は、当該学校職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該学校職員が次の各号に掲げる学校職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、教育委員会が定めるものとする。 一 勤務成績が優秀な学校職員 <u>百分の五十二・七五以上</u> 二 勤務成績が良好な学校職員 <u>百分の四十九・二五</u> 三 勤務成績が良好でない学校職員 <u>百分の四十九・二五未満</u> 2 前条第二項の規定は、前項第三号に該当するものとして成績率を定める場合に準用する。 別表第九（第四十四条の十一関係） 小学校中学校教育職給料表の適用を受ける者

改正後							改正前						
学 校 職 員 の 区 分	職務の級 号給		1 級	2 級	3 級	4 級	学 校 職 員 の 区 分	職務の級 号給		1 級	2 級	3 級	4 級
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 職 員 以 外 の 学 校 職 員	円		円	円	円	円	定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 学 校 職 員 以 外 の 学 校 職 員	円		円	円	円	円
	1 か ら	4 まで	2,000	2,100	<u>4,900</u>	<u>7,400</u>		1 か ら	4 まで	2,000	2,100	<u>4,200</u>	<u>6,800</u>
	5 か ら	8 まで	2,000	2,300	<u>5,100</u>	<u>7,500</u>		5 か ら	8 まで	2,000	2,300	<u>4,400</u>	<u>6,900</u>
	9 か ら	12 まで	2,100	2,400	<u>5,200</u>	<u>7,600</u>		9 か ら	12 まで	2,100	2,400	<u>4,500</u>	<u>7,100</u>
	13 か ら	16 まで	2,200	2,500	<u>5,400</u>	<u>7,700</u>		13 か ら	16 まで	2,200	2,500	<u>4,900</u>	<u>7,200</u>
	17 か ら	20 まで	2,300	2,600	<u>5,500</u>	<u>7,900</u>		17 か ら	20 まで	2,300	2,600	<u>5,100</u>	<u>7,400</u>
	21 か ら	24 まで	2,400	2,800	<u>5,700</u>	<u>8,000</u>		21 か ら	24 まで	2,400	2,800	<u>5,200</u>	<u>7,500</u>
	25 か ら	28 まで	2,600	2,900	<u>5,900</u>	<u>8,100</u>		25 か ら	28 まで	2,600	2,900	<u>5,400</u>	<u>7,600</u>
	29 か ら	32 まで	2,700	3,000	<u>6,000</u>	—		29 か ら	32 まで	2,700	3,000	<u>5,500</u>	<u>7,700</u>
	33 か ら	36 まで	2,800	3,200	<u>6,100</u>	—		33 か ら	36 まで	2,800	3,200	<u>5,700</u>	<u>7,900</u>
	37 か ら	40 まで	2,900	3,300	<u>6,300</u>	—		37 か ら	40 まで	2,900	3,300	<u>5,900</u>	<u>8,000</u>
	41 か ら	44 まで	3,100	3,500	<u>6,400</u>	—		41 か ら	44 まで	3,100	3,500	<u>6,000</u>	<u>8,100</u>

改正後								改正前							
		45から	48まで	3,200	3,700	<u>6,600</u>				45から	48まで	3,200	3,700	<u>6,100</u>	
		49から	52まで	3,300	3,800	<u>6,800</u>				49から	52まで	3,300	3,800	<u>6,300</u>	
		53から	56まで	3,400	4,100	<u>6,900</u>				53から	56まで	3,400	4,100	<u>6,400</u>	
		57から	60まで	3,500	4,300	<u>7,000</u>				57から	60まで	3,500	4,300	<u>6,600</u>	
		61から	64まで	3,600	4,500	<u>7,100</u>				61から	64まで	3,600	4,500	<u>6,800</u>	
		65から	68まで	3,700	4,800	<u>7,200</u>				65から	68まで	3,700	4,800	<u>6,900</u>	
		69から	72まで	3,800	4,900	<u>7,300</u>				69から	72まで	3,800	4,900	<u>7,000</u>	
		73から	76まで	3,900	5,100	<u>7,400</u>				73から	76まで	3,900	5,100	<u>7,100</u>	
		77から	80まで	4,000	5,300	<u>7,500</u>				77から	80まで	4,000	5,300	<u>7,200</u>	
		81から	84まで	4,100	5,400	<u>7,500</u>				81から	84まで	4,100	5,400	<u>7,300</u>	
		85から	88まで	4,100	5,500	<u>7,500</u>				85から	88まで	4,100	5,500	<u>7,400</u>	
		89から	92まで	4,200	5,600	<u> </u>				89から	92まで	4,200	5,600	<u>7,500</u>	
		93から	96まで	4,300	5,800	<u> </u>				93から	96まで	4,300	5,800	<u>7,500</u>	
		97から	100まで	4,400	5,900	<u> </u>				97から	100まで	4,400	5,900	<u>7,500</u>	

改正後								改正前							
		ら								ら					
		101か	104まで	4, 400	6, 100					101か	104まで	4, 400	6, 100		
		ら								ら					
		105か	108まで	4, 500	6, 200					105か	108まで	4, 500	6, 200		
		ら								ら					
		109か	112まで	4, 500	6, 300					109か	112まで	4, 500	6, 300		
		ら								ら					
		113か	116まで	4, 600	6, 400					113か	116まで	4, 600	6, 400		
		ら								ら					
		117か	120まで	4, 700	6, 500					117か	120まで	4, 700	6, 500		
		ら								ら					
		121か	124まで	4, 700	6, 600					121か	124まで	4, 700	6, 600		
		ら								ら					
		125か	128まで	4, 800	6, 700					125か	128まで	4, 800	6, 700		
		ら								ら					
		129か	132まで		6, 800					129か	132まで		6, 800		
		ら								ら					
		133か	136まで		6, 900					133か	136まで		6, 900		
		ら								ら					
		137か	140まで		6, 900					137か	140まで		6, 900		
		ら								ら					
		141か	144まで		6, 900					141か	144まで		6, 900		
		ら								ら					
		145か	148まで		7, 000					145か	148まで		7, 000		
		ら								ら					
		149か	152まで		7, 100					149か	152まで		7, 100		
		ら								ら					

改正後							改正前						
		153から 156まで		7,100					153から 156まで		7,100		
		157から 160まで		7,200					157から 160まで		7,200		
		161から 164まで		7,200					161から 164まで		7,200		
		165		7,200					165		7,200		
定年 前任 任用 短時 間勤 務学 校職 員			3,200	3,800	5,100	6,400				3,200	3,800	5,100	6,400

別表第十（第四十四条の十一関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

学 校 職 員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
定年 前任 任用 短時 間勤 務学 校職		円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,500	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,600	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,800	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>

別表第十（第四十四条の十一関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける者

学 校 職 員 の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
定年 前任 任用 短時 間勤 務学 校職		円	円	円	円
	1 から 4 まで	2,000	2,500	<u>5,100</u>	<u>6,800</u>
	5 から 8 まで	2,000	2,600	<u>5,200</u>	<u>6,900</u>
	9 から 12 まで	2,100	2,800	<u>5,400</u>	<u>7,100</u>

改正後								改正前							
員 以 外 の 学 校 職員	13か	16まで	2,200	2,900	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>		員 以 外 の 学 校 職員	13か	16まで	2,200	2,900	<u>5,500</u>	<u>7,200</u>	
	17か	20まで	2,300	3,000	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>			17か	20まで	2,300	3,000	<u>5,700</u>	<u>7,400</u>	
	21か	24まで	2,400	3,200	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>			21か	24まで	2,400	3,200	<u>5,900</u>	<u>7,500</u>	
	25か	28まで	2,600	3,300	<u>6,600</u>	<u>8,100</u>			25か	28まで	2,600	3,300	<u>6,000</u>	<u>7,600</u>	
	29か	32まで	2,700	3,500	<u>6,800</u>	—			29か	32まで	2,700	3,500	<u>6,100</u>	<u>7,700</u>	
	33か	36まで	2,800	3,700	<u>6,900</u>	—			33か	36まで	2,800	3,700	<u>6,300</u>	<u>7,900</u>	
	37か	40まで	2,900	3,800	<u>7,000</u>	—			37か	40まで	2,900	3,800	<u>6,400</u>	<u>8,000</u>	
	41か	44まで	3,100	4,100	<u>7,100</u>	—			41か	44まで	3,100	4,100	<u>6,600</u>	<u>8,100</u>	
	45か	48まで	3,200	4,300	<u>7,200</u>				45か	48まで	3,200	4,300	<u>6,800</u>		
	49か	52まで	3,300	4,500	<u>7,300</u>				49か	52まで	3,300	4,500	<u>6,900</u>		
	53か	56まで	3,400	4,800	<u>7,400</u>				53か	56まで	3,400	4,800	<u>7,000</u>		
	57か	60まで	3,500	4,900	<u>7,500</u>				57か	60まで	3,500	4,900	<u>7,100</u>		
	61か	64まで	3,600	5,100	<u>7,500</u>				61か	64まで	3,600	5,100	<u>7,200</u>		
	65か	68まで	3,700	5,300	<u>7,600</u>				65か	68まで	3,700	5,300	<u>7,300</u>		

改正後								改正前							
		ら								ら					
		69か	72まで	3,800	5,400	<u> </u>				69か	72まで	3,800	5,400	<u>7,400</u>	
		ら								ら					
		73か	76まで	3,900	5,500	<u> </u>				73か	76まで	3,900	5,500	<u>7,500</u>	
		ら								ら					
		77か	80まで	4,000	5,600	<u> </u>				77か	80まで	4,000	5,600	<u>7,500</u>	
		ら								ら					
		81か	84まで	4,100	5,800	<u> </u>				81か	84まで	4,100	5,800	<u>7,600</u>	
		ら								ら					
		85か	88まで	4,100	5,900					85か	88まで	4,100	5,900		
		ら								ら					
		89か	92まで	4,200	6,100					89か	92まで	4,200	6,100		
		ら								ら					
		93か	96まで	4,300	6,200					93か	96まで	4,300	6,200		
		ら								ら					
		97か	100まで	4,400	6,300					97か	100まで	4,400	6,300		
		ら								ら					
		101か	104まで	4,400	6,400					101か	104まで	4,400	6,400		
		ら								ら					
		105か	108まで	4,500	6,500					105か	108まで	4,500	6,500		
		ら								ら					
		109か	112まで	4,500	6,600					109か	112まで	4,500	6,600		
		ら								ら					
		113か	116まで	4,600	6,700					113か	116まで	4,600	6,700		
		ら								ら					
		117か	120まで	4,700	6,800					117か	120まで	4,700	6,800		
		ら								ら					

改正後								改正前							
		121から 124まで	4,700	6,900						121から 124まで	4,700	6,900			
		125から 128まで	4,800	6,900						125から 128まで	4,800	6,900			
		129から 132まで	4,900	6,900						129から 132まで	4,900	6,900			
		133から 136まで	4,900	7,000						133から 136まで	4,900	7,000			
		137から 140まで	4,900	7,100						137から 140まで	4,900	7,100			
		141から 144まで	5,000	7,100						141から 144まで	5,000	7,100			
		145から 148まで	5,100	7,200						145から 148まで	5,100	7,200			
		149から 152まで	5,100	7,200						149から 152まで	5,100	7,200			
		153	5,100	7,200						153	5,100	7,200			
定年 前任 短時間 勤務 学校 職員	年 再 用 時 勤 学 校 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400		定年 前任 短時間 勤務 学校 職員	年 再 用 時 勤 学 校 職 員		3,200	3,800	5,100	6,400	

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成十八年群馬県教育委員会規則第二十五号）の一部を改正する規則新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
附 則（平成十八年三月三十一日教育委員会規則第二十五号） 1～3 （略） （勤勉手当の成績率に係る経過措置） 4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項各号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の三百十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。 5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一項各号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百五十</u> の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。 （人事委員会への協議） 6 （略）	附 則（平成十八年三月三十一日教育委員会規則第二十五号） 1～3 （略） （勤勉手当の成績率に係る経過措置） 4 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七第一項各号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の二百十五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。 5 第一条による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第四十四条の七の二第一項各号に規定する学校職員の成績率は、これらの規定にかかわらず、当分の間、<u>百分の百二・五</u>の範囲内で、教育委員会が定めるものとする。 （人事委員会への協議） 6 （略）

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年群馬県教育委員会規則第二号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
附 則（令和四年二月十五日教育委員会規則第二号） （施行期日） 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。 （へき地手当に係る経過措置） 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。）第十七条の二の規定によるへき地手当の支給を受けていた学校職員で、当該学校職員に係る第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日における第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当（以下「旧手当」という。）の月額に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、新手当の月額が当該学校職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。 （へき地手当に準ずる手当に係る経過措置） 3 施行日の前日においてへき地等学校（条例第十七条の三第一項第一号に規定するへき地等学校をいう。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。）に施行日以後引き続き勤務することとなる学校職員には、その引き続き勤務することとなる学校又は共同調理場をへき地等学校とみなしてへき地手当に準ずる手当を支給する。	附 則（令和四年二月十五日教育委員会規則第二号） （施行期日） 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。 （へき地手当に係る経過措置） 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号。以下「条例」という。）第十七条の二の規定によるへき地手当の支給を受けていた学校職員で、当該学校職員に係る第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日における第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の規定により算定したへき地手当（以下「旧手当」という。）の月額に達しないこととなるもの（新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）については、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、新手当の月額が当該学校職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（新手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後）、当該旧手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。 （へき地手当に準ずる手当に係る経過措置） 3 施行日の前日においてへき地等学校（条例第十七条の三第一項第一号に規定するへき地等学校をいう。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。）に施行日以後引き続き勤務することとなる学校職員には、その引き続き勤務することとなる学校又は共同調理場をへき地等学校とみなしてへき地手当に準ずる手当を支給する。

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年教育委員会規則第二十二号）の一部を改正する規則新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
附 則（令和四年十二月二十三日教育委員会規則第二十二号） （施行期日等） 1～2 （略） （定義） 3 （略） 一～二 （略） 三 暫定再任用学校職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により採用された学校職員をいう。 四 暫定再任用短時間勤務学校職員 暫定再任用学校職員のうち令和三年改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。 五～十二 （略） 4～5 （略） 6 群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号）第十一条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項（令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項（令和三年改正法<u>附則第九条第二項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員（次項において「特定暫定再任用学校職員」という。）のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和三十九年群馬県条例第六号）第三条に規定する年齢	1～2 （略） 3 （略） 一～二 （略） 三 暫定再任用学校職員 令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則<u>第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項若しくは第二項の規定（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により採用された学校職員をいう。 四 暫定再任用短時間勤務学校職員 暫定再任用学校職員のうち令和三年改正法附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員をいう。 五～十二 （略） 4～5 （略） 6 群馬県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年群馬県条例第四十一号）第十一条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項（令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第六条第一項（令和三年改正法<u>附則第九条第三項</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された学校職員（次項において「特定暫定再任用学校職員」という。）のうち、当該職に係る令和四年改正定年条例による改正前の群馬県職員の定年等に関する条例（昭和三十九年群馬県条例第六号）第三条に規定する年齢

改正後	改正前
（令和四年改正定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する年齢）又は令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第九号）第三条に規定する年齢（令和四年改正市町村定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である学校職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第七条及び第七条の二並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該学校職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務学校職員にあってはその額に改正後の規則第七条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる学校職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。 7～21 （略）	（令和四年改正定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する年齢）又は令和四年改正市町村定年条例による改正前の群馬県市町村立学校職員の定年等に関する条例（昭和五十九年群馬県条例第九号）第三条に規定する年齢（令和四年改正市町村定年条例附則第六条第一項各号に規定する職にあっては、同条第二項に規定する年齢）に達した日が施行日の前日以前である学校職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第七条及び第七条の二並びに前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該学校職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務学校職員にあってはその額に改正後の規則第七条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる学校職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。 7～21 （略）

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則第十三条中「条例第十四条第二項」とあるのは「群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年群馬県条例第八十二号。以下「令和六年改正条例」という。）附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」と、第十四条第一項及び第十四条の二の二第一項中「条例第十四条第一項」とあるのは「令和六年改正条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第一項」と、第十四条の二中「条例第十四条第二項」とあるのは「令和六年改正条例附則第七条の規定によりなおその効力を有するものとされる令和六年改正条例による改正前の条例第十四条第二項」とする。